平成２５年（再イ）第５８号

岡山市北区国体町４番30号ファミールタワープラザ岡山303
再生債務者　岩瀬　祥子
１　決議に付する再生計画案　平成26年１月16日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年３月３日
３　再生計画案に対する回答期間　平成26年３月３日まで
平成26年２月10日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第９号

長野県駒ヶ根市赤穂14番地1951
再生債務者　三澤　邦男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日　長野地方裁判所伊那支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号

熊本県八代郡氷川町宮原300番地７
再生債務者　堀江　美紀
１　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年３月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年３月24日から平成26年３月31日まで
熊本地方裁判所八代支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第２号

茨城県北茨城市中郷町日棚2029番地20
再生債務者　矢部　弓夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月６日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年３月３日まで
平成26年２月10日
茨城地方裁判所日立支部

平成２５年（再ロ）第２号

栃木県大田原市富士見２丁目1606番地123パルテノン富士見A102
再生債務者　平山　茂樹（旧姓細川）
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月３日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年３月10日まで
平成26年２月10日
宇都宮地方裁判所大田原支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１４号

大阪府河内長野市楠町西951番地103号
再生債務者　土井　伸博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年２月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年２月７日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十六年三月二十四日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十九日
掲載頁　一二六頁（号外第一二九号）
（Ｊ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十一日
掲載頁　五十三頁（号外第一一一号）
平成二十六年二月十九日
茨城県日立市大みか町五丁目二番一号
（甲）株式会社日立情報制御ソリューションズ
取締役社長　髙口　光雄
神奈川県横浜市戸塚区吉田町二九二番地
（Ｊ）株式会社日立アドバンストデジタル
代表取締役社長　藤井　禎三

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十六年三月二十四日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十九日
掲載頁　一二六頁（号外第一二九号）
（Ｊ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十八日
掲載頁　九十五頁（号外第一二七号）
平成二十六年二月十九日
茨城県日立市大みか町五丁目二番一号
（甲）株式会社日立情報制御ソリューションズ
取締役社長　髙口　光雄
茨城県日立市大みか町三丁目一八番一号
（Ｊ）茨城日立情報サービス株式会社
取締役社長　喜多村　隆

合併公告

左記会社は合併して甲はＪの権利義務全部を承継して存続しＪは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年二月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十七日
掲載頁　一一九頁（号外第一二六号）
（Ｊ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月十日
掲載頁　四十八頁（号外第一一九号）
平成二十六年二月十九日
埼玉県入間市寺竹一一一五番地一
（甲）株式会社ソーシン
代表取締役　中野　武彦
埼玉県入間市大字寺竹一一一五番地一
（Ｊ）株式会社シージェーケー
代表取締役　鈴木　信男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年二月二十二日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙及び丙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙及び丙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
（丙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十六年二月十九日
東京都千代田区紀尾井町三番一一号紀尾井町ビル
（甲）株式会社エヌオーアンドテイー・ワン　代表取締役　長谷川　紘
東京都千代田区紀尾井町三番一一号紀尾井町ビル
（Ｊ）株式会社エヌオーアンドテイー第一興業　代表取締役　西内　一平
東京都千代田区紀尾井町三番一一号紀尾井町ビル
（丙）株式会社エヌオーアンドテイー第二興業　代表取締役　脇谷　太智

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、乙は旧商号の株式会社トリニティーとして掲載しております。
（甲）http://www.trinityarts.co.jp/koukoku
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年四月十日
掲載頁　五十六頁（号外第七十七号）
平成二十六年二月十九日
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（甲）株式会社トリニティアーツ
代表取締役　木村　治
東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
（乙）株式会社バビロン
代表取締役　百武　茂樹